

総務部長議案説明要旨

令和 7 年度の財政状況と令和 8 年度の歳入を中心とする県財政の見通しについて御説明申し上げ、あわせて、今回提出いたしました予算案等のうち総務部関係の概要について申し上げます。

まず、令和 7 年度の財政状況について申し上げます。

本県の令和 7 年度当初予算は、人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を築くため、「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づく取組を一層推進するための予算として編成いたしました。

その後、継続する物価上昇や米国による関税措置の影響への懸念など、先行きが不透明な経済状況下において、県民の暮らしを守り、中小企業等の経営を支えるため、昨年 6 月に物価高騰・米国関税措置支援パッケージを策定し、各種施策を講じてまいりました。また、大雨・渇水等の災害への対応、医療提供体制や教育環境の整備などの課題にも対応してきました。

これらに加え、昨年 11 月に策定された国の総合経済対策を踏まえ、県としても、「暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策」を策定し、その実行に必要な補正予算を編成したところです。これらを含めた一般会計の現計予算額は 1 兆 1,188 億 9,843 万 5 千円となります。今後は、国庫支出金の決定及び事業の確定などに伴う予算の補正が見込まれるところです。

歳入について申し上げますと、県税収入は、企業業績が好調に推移したことや給与所得等の伸びなどにより、法人関係税や個人県民税などが増となったため、当初予算額を 165 億円余上回るものと見込んでいます。地方交付税については、普通交付税が国の補正予算による追加措置もあり、当初予算額を 165 億

円余上回る 2,318 億円余となる見込みです。県債については、補正予算における国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策事業の追加などにより、当初予算額を上回る見込みです。

なお、令和 7 年度の一般会計は、当初予算段階で財政調整のための基金を 110 億円取崩して対応しているところであり、引き続き、事業の効率的な実施や経費の節減に努め、収支の改善を図ってまいります。

次に、令和 8 年度の国の地方財政対策について申し上げます。

地方財政対策の通常収支分については、歳出面において、いわゆる教育無償化に係る地方負担が計上されたほか、防災・減災対策を進めるための「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」の事業期間の延長や、物価高や官公需の価格転嫁への対応、地方公務員の給与改定による人件費の増加を踏まえた経費の増額などにより、地方財政対策の規模は 102 兆 4,400 億円程度で前年度と比べて 5.5 パーセント程度の増加、公債費等を除く地方一般歳出は 85 兆 5,500 億円程度で、同じく 5.2 パーセント程度の増加となっております。

歳入面では、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで 67 兆 5,078 億円と前年度と比べて 5.9 パーセントの増となっております。その主な内訳は、地方税が 47 兆 8,185 億円で、前年度と比べて 5.2 パーセント増加するほか、軽油引取税の暫定税率や自動車税の環境性能割などの廃止に伴う減収分を補填するための地方特例交付金が計上されています。また、地方交付税が 20 兆 1,848 億円で 6.5 パーセント増加する一方、引き続き臨時財政対策債の新規発行額がゼロとなっております。

続いて、本県の令和 8 年度当初予算案の概要について申し上げます。

この予算案は、人口減少など時代の大転換期を迎える中、対話と共創に努め、県民起点・現場重視で、確かな暮らしを守り、ゆたかな社会を創るため、「しあわせ信州創造プラン3.0」を着実に推進するための予算として編成いたしました。重点項目として、産業競争力の強化、家計可処分所得の向上、持続可能な農業や観光立県の実現といった経済・産業施策に加え、教育・子育て支援の充実、安全で持続可能な医療提供体制の構築、移動利便性の向上などの暮らしを支える施策、更には脱炭素社会の実現、伝わる広報への転換を掲げ、それらの推進に力点を置き、予算を計上しました。

当初予算案の規模は、一般会計で1兆658億5,189万8千円と、前年度当初予算額と比べて539億円余、率にして5.3パーセントの増となっています。

以下、歳入の概要について申し上げます。

県税については、今年度の税収見通しと最近の経済情勢を踏まえ、前年度当初予算額と比べて4.9パーセント増の2,672億5,564万6千円を計上しました。主な税目別では、県民税978億1,595万3千円、事業税787億2,337万7千円、地方消費税424億5,974万9千円、自動車税294億8,431万3千円、軽油引取税85億4,120万5千円を見込んでいます。

地方交付税については、前年度当初予算額と比べて6.7パーセント増の2,297億100万円を、地方消費税清算金については、12.1パーセント増の1,254億1,106万3千円を、地方譲与税については、8.7パーセント増の492億6,900万円を、地方財政対策等を踏まえ計上しました。また、県民税利子割に係る清算制度の導入に伴い、利子割清算金については、17億8万7千円を計上したほか、地方特例交付金については、税制改正に伴う減収補填などにより114億1,500万円を計上しました。

県債については、臨時財政対策債が地方財政対策により発行額が引き続きゼロとなるとともに、通常債が、防災行政無線設備更新や松本平広域公園陸上競

技場整備の事業進捗等に伴う減などにより減少することから、前年度当初予算額と比べて 32 億円余の減となる 698 億 8,600 万円を計上しました。なお、来年度の県債残高は、臨時財政対策債の抑制等により減少する見通しです。また、通常債について後年度に交付税措置のある県債を最大限活用することにより、健全化判断比率である実質公債費比率と将来負担比率は、引き続き健全な水準を維持する見通しです。

国庫支出金については、教育費の負担軽減に係る対応などにより、前年度当初予算額と比べて 41 億円余の増となる 1,252 億 5,026 万 3 千円を計上しました。

このほか、諸収入 1,321 億 8,761 万 9 千円、繰入金 340 億 7,720 万円、使用料及び手数料 142 億 5,003 万 3 千円などを計上しました。

なお、財源不足額は、前年度当初予算時と比べて 5 億円減の 105 億円となっており、財政調整基金 55 億円及び減債基金 50 億円を取り崩して対応することとしています。

今後の県財政については、高齢化等による社会保障関係費の増加に加え、昨今の経済情勢の変化等による人件費や公債費の増加により、厳しい財政運営を強いられることが懸念される一方、人口減少対策をはじめとした各種施策を積極的に推進していくことが必要となります。

このため、財源や人的資源などの行政経営資源が制約される中でも、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応できるよう、徹底した事業見直しや、人的資源の制約も踏まえた業務の効率化、中長期的な見通しを持った投資的経費の重点化、将来世代への過度な負担の抑制など、持続可能な行財政基盤の構築に向け、全庁を挙げて取り組んでまいります。

次に、総務部関係の予算案及び条例案につきまして、その概要を御説明申し

上げます。

総務部関係の令和8年度当初予算案は、一般会計2,761億4,795万7千円、公債費特別会計2,549億8,454万7千円をそれぞれ計上しました。

県有施設の省エネルギー化を推進するため、照明設備のLED化工事等を実施するとともに、「施設の中長期修繕・改修計画」に基づき、県有施設の長寿命化等を図る工事を計画的に進めます。

また、県民のために真に役立つ組織づくりと、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる環境づくりを進めるため、組織風土改革「かえるプロジェクト」に取り組んでいます。職員研修では、職場の心理的安全性を高めるとともに、職員一人ひとりの主体的な学びや成長を支援するため、管理監督職員のマネジメント力の向上やキャリア形成支援に関する研修などを実施してまいります。また、テレワークなど新しい働き方を実現するためのデジタルツールの活用を一層推進するとともに、場所や時間にとらわれない働き方を支える職場環境の実現に向けたオフィス改革を進め、職員間のコミュニケーションの活性化としごとの生産性の向上につなげてまいります。

さらに、外部の専門的知見も取り入れながら、徹底した業務改革（BPR）に取り組めます。定型業務の外部委託や生成AIを活用した相談記録作成の効率化など、モデル所属等における業務改善施策の実証・実装を通じて、全庁展開を図り、職員が付加価値の高い業務に注力できる環境を整備します。

加えて、職員採用試験の受験者減少が全国的な課題となる中、県組織の持続的な運営に必要な職員数を確保するため、県職員の採用活動の強化に取り組めます。

歳入の確保につきましては、引き続き、県税の納期内納付の促進に努めるほか、クラウドファンディング型のふるさと信州寄付金「ガチなが」や企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、広告収入などの確保を積極的に進めるとともに

に、6月から導入する宿泊税の適正な賦課徴収に取り組んでまいります

条例案は、一部改正条例案3件であります。

このうち、「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、子育て部分休暇について、現行の1日2時間までの形態に加え、1年につき10日相当までの形態を設け、いずれかの形態を選択可能とするとともに、子の対象年齢を引き上げる改正を行うものです。

以上、概要について御説明を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。